

用語集

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|------------|---|
| あ | 安否情報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報 〔法第 94 条第 1 項〕 |
| | 安定ヨウ素剤 | 揮発性の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくを低減するための防護剤であり、安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線影響を低減することが可能 |
| い | e-ラーニング | パソコンやインターネットなどを利用した教育 |
| え | NBC(R)兵器 | 核(N:Nuclear)・生物(B:Biological)・化学(C:Chemical)・放射能(R:Radiological)兵器の総称 |
| お | 応急公用負担 | 行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。〔法第 113 条〕 |
| | 応急対策 | 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策〔法第 105 条第 7 項〕 |
| | 応急復旧 | 一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。 |
| か | 化学剤 | 化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの(サリン、VX 等) |
| | 核兵器 | 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。 例：核爆弾、大陸間弾道弾(ICBM)、潜水艦発射弾道弾(SLBM)等 |
| き | 危険物質等 | 武力攻撃事態等において、引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で国民保護法施行令第 28 条で定めるもの〔法第 103 条第 1 項〕 |
| | 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの |
| | 緊急対処事態対処方針 | 緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第 25 条第 1 項〕 |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|----------|--|
| き | 緊急対処保護措置 | 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第 172 条第 1 項、武力攻撃事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号〕 |
| | 緊急通報 | 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第 99 条〕 |
| | 緊急物資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第 79 条第 1 項〕 |
| け | 警戒区域 | 市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第 114 条第 1 項、第 2 項〕 |
| | 警報 | 武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第 44 条〕 |
| | ゲリラ・特殊部隊 | ゲリラは非正規軍の要員で、特殊部隊は正規軍の要員 |
| | 県国民保護計画 | 基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第 34 条〕 |
| | 県対策本部 | 県及び県内の市町村、指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、香川県国民保護対策本部〔法第 27 条第 2 項〕 |
| こ | 国際人道法 | 武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーブ諸条約等) |
| | 国民保護業務計画 | 指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。 業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。 |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|---------|--|
| こ | 国民保護計画 | <p>政府が定める国民の保護に関する基本方針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画</p> <p>国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。</p> |
| | 国民保護等派遣 | <p>防衛大臣が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第 77 条の 4〕</p> |
| | 国民保護法 | <p>正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)。平成 16 年 6 月 14 日に成立、同年 9 月 17 日に施行</p> <p>武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。</p> <p>武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても規定している。</p> |
| せ | サーベイランス | <p>結果を改善することができる人々に必要な情報を提供することを目的として、出来事についての発生分布や原因に関するデータを、収集、統合、分析する組織的な手法</p> |
| | 災害時優先電話 | <p>災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話</p> |
| | 災害時要援護者 | <p>①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な者、若しくはそれを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者。</p> <p>②危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者、若しくはそれを受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者。</p> <p>以上のような状態により、災害時等の避難に際して、他者の援助が必要な者をいい、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、傷病者(普段は健常であっても、被災により負傷した者も含む。)等が考えられる。</p> |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|--------------------------------|--|---|
| さ し | 災害対策基本法 | 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律 |
| | 自主防災組織 | 大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織 |
| | 事態対処法 | 「武力攻撃事態対処法」と同義 |
| | 市国民保護協議会 | 市長の諮問に応じて、市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関〔法第39条〕 |
| | 市国民保護計画 | 県国民保護計画に基づき市長が作成する市の国民の保護に関する計画 |
| | 指定行政機関 | 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、及び環境省が指定されている。（事態対処法施行令第1条） |
| | 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令第3条及び内閣総理大臣公示で指定されている。 |
| | 指定地方行政機関 | 沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、鉱山保安監督部、那覇鉱山保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。（事態対処法施行令第2条） |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 | |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|---------------------|--|
| し | 社会福祉施設等 | 救護施設，更生施設，乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，知的障害児施設，知的障害児通園施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，身体障害者更生施設，身体障害者療護施設，身体障害者福祉ホーム，身体障害者授産施設，知的障害者更生施設，知的障害者授産施設，知的障害者福祉ホーム，知的障害者通勤寮，婦人保護施設等 |
| | 収用 | 知事などが，所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること |
| | 収容施設 | 被災者や避難住民を受入れるための施設(応急仮設住宅を含む。) |
| | 除染 | 人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり，中和，殺菌して無害化したりすること |
| | ジュネーブ条約 | 1949年8月12日のジュネーブ諸条約 第1 ジュネーブ条約：戦地にある軍隊の傷者，病者の状態の改善に関する条約 第2 ジュネーブ条約：海上にある軍隊の傷者，病者及び難船者状態の改善に関する条約 第3 ジュネーブ条約：捕虜の待遇に関する条約 第4 ジュネーブ条約：戦時における文民の保護に関する条約 1977年のジュネーブ条約追加議定書 ・ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I) ・ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II) |
| せ | 生活関連等施設 | 発電所，浄水施設，危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で，その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる，国民保護法施行令第27条で定める施設 |
| | 生活関連物資等 | 国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕 |
| | 生物剤 | 生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で，その病原性によって人体に害を及ぼすもの |
| | 全国瞬時警報システム(J-ALERT) | 地震や津波による災害情報，ミサイル発射等の武力攻撃事態情報等の政府が持つ緊急情報を，人工衛星を使って瞬時に全国すべての自治体に一斉に通報できるシステム |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|----------|---|
| せ | 全部局 | 本計画においては、坂出市の市長部局、教育委員会、並びに議会及び各委員会の事務局をいう。 「各部局」という場合も同様とする。 |
| そ | 相互応援協定 | 災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定 |
| た | 大規模集客施設 | デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設 |
| | ダーティーボム | 爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾 |
| | 弾道ミサイル | ロケット推進により発射された後、放物線の軌道(弾道軌道)で飛ぶ対地ミサイル |
| ち | 治安出動 | 一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第 78 条〕 |
| と | 特定指定公共機関 | 指定公共機関である特定独立行政法人をいい、海上技術安全研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所、国立病院機構、情報通信研究機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、土木研究所、放射線医学総合研究所等がある。 |
| | トリアージ | 一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること |
| ひ | 非常通信協議会 | 人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第 74 条の 2〕 |
| | 非常通信体制 | 災害発生時などの非常時において通信を確保する体制 |
| | 避難経路 | 避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路 |
| | 避難先地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)[法第 52 条第 2 項第 2 号] |
| | 避難支援プラン | 災害時要援護者に関し収集した情報を平時から管理することにより、1 人 1 人の要援護者に対して、避難の際に支援する者を複数定めておくなどの避難支援計画 |
| | 避難施設 | 知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第 148 条〕 |
| | 避難住民 | 避難を行った者又は避難の途中にある者(住民以外の滞在者を含む。) |
| | 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第 75 条第 1 項〕 |
| | 避難所 | 避難先地域において、避難住民等を収容する施設 |
| | 避難措置の指示 | 国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第 52 条第 1 項〕 |
| | 避難の指示 | 避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第 54 条第 1 項〕 |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|------------------|---|
| ひ | 避難誘導 | 避難の指示を受けた住民を，避難先に導くこと〔法第 62 条第 1 項〕 |
| ふ | 輻輳 | 交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し，通信が滞ること |
| | 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| | 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| | 武力攻撃災害への対処に関する措置 | 武力攻撃災害の防除，軽減，その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第 97 条第 1 項〕 |
| | 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| | 武力攻撃事態対処法 | 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）の略。 平成 15 年 6 月 6 日に成立，同月 13 日に施行。 武力攻撃事態等への対処について，基本理念，国・地方公共団体等の責務，国民の協力その他の基本となる事項，武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。 |
| | 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| | 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| ほ | 防衛出動 | 武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第 76 条〕 |
| | 防護服 | 放射性物質，化学剤，生物剤，爆発物など危険な物質を扱う場合や，消火活動を行う際に，作業者を保護するための装備 |
| | 防災行政無線 | 県・市町村・関係機関が相互に，あるいは市町村から住民に対して，防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム |
| | 放射能兵器 | 放射能兵器とは，核分裂などにより生成された放射性物質を拡散・散布することにより，人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で，核兵器に含まれることもある。爆発による放射性物質の拡散を目的とした爆弾は，ダーティ・ボム(汚い爆弾)と呼ばれる。 |
| | 保管命令 | 救援に必要な特定物資を確保するため，当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令(隠匿・損壊・破棄・搬出の禁止)〔法第 81 条第 3 項〕 |
| よ | 要避難地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第 52 条第 2 項第 1 号〕 |
| ら | ライフライン | 水道施設，下水道施設，電気施設，ガス施設，通信施設 |

| | 用語等 | 用語の意義等 |
|---|------|---|
| り | 利用指針 | <p>武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針(特定の者の優先的な利用の確保)〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕</p> |